



第218号

発行 埼玉県神社庁  
さいたま市大宮区高鼻町1-407  
電話048(643)3542

編集 庁報室  
印刷 株式会社アサヒコミュニケーションズ

目次

戦後神社界史寸感……………	2
平成二十八年度総代研修会……………	5
平成二十八年度教化研修会報告……………	6
初任神職研修……………	9
祭祀舞研修会報告……………	9
昭和二十八年度埼玉県神社庁神職総会……………	10
雅楽普及研修会を終えて……………	10
庁務日誌抄……………	11
新年互礼会開催のお知らせ……………	11
教養研修会開催のお知らせ……………	11
「神主さんと神社を学ぼう！」開催のお知らせ……………	11
埼玉県神道青年会事業報告……………	12



抜穂祭 平成28年10月2日

# 戦後神社界史寸感

牟禮 仁

## はじめに

このたび埼玉県神社庁報に「戦後神社史の大観、今後の神社の行方について」に関わる内容の寄稿を依頼された。依頼を受けたきっかけは、神社新報創刊七十周年記念出版として本年九月下旬に発行された(七月八日付)『戦後神道界の群像』にある。その監修者として阪本是丸・佐野和史・櫻井治男・竹本佳徳各氏とともに私も関わった。

『戦後神道界の群像』は是非、本庁報読者の方々には目を通していただきたいが、その企画は神社新報創刊六十周年記念出版として平成二十二年に刊行された『戦後の神社・神道―歴史と課題―』と密接している。その編纂意図は、戦後六十一年の神社界の歩みを振り返り、重要となる約百の事項を取り上げ、その経緯・論点・問題点・課題等を整理して将来への展望を提起し、問題意識を共有することにあつた。それは、今後さらに厳しい社会環境となると予測される神社界の状況にあつて、過去の検証と適切な現状認識が求められていると考えることによるものであつた。

そして、それを踏まえて『戦後神道界の群像』は、「改めて戦後の神社・神道界の歩み・歴史を、斯界にあつて多大な影響を与へられた先人たちに焦点を当て、その足跡を通して顧みることを意図してある。その期するところは、この時代の大きな変革期にあたり、過去の足跡を振り返るとともに、将来に向かつて、神社・神道をいよいよ興隆させるための一助にならうと志すものに他ならない。このことは、現在及び今後の神職並びに神社界の

在り方・課題を考へる上でも貴重な示唆を与へると信じる」とされている。本書について阪本是丸氏は、「人物の生き方を通して戦後神道の歴史を学び、斯界の今と将来を考へる本。謂はば人物による『稽古照今』の神道書・歴史書」とし、「戦前から戦後、そして現代に至るまでの多彩な人物を『戦後神道界の群像』として個別的かつ総体的に眺められる書物の出現は画期的ではないでせうか」と本書所収の座談会「発行に際して」で評されている。

ところで依頼された内容であるが、同書掲載の座談会(部分的に『神社新報』本年七月四日号に掲載)で、司会を私が担当し、内容を「戦後神道界の群像」そのものについて論ずることと、本書を踏まへて戦後の神社界の流れやあり方、また今日的課題や将来を展望するといふ二つに分けて進めていきたい」と述べたが、後者については実際の座談会ではいくらか論議したが、活字化するには及ばなかつた。ここでは、それも踏まえながら現時点で思うことをいくつか述べることで責めをふさぎたい。

## 神社本庁の時期区分

歴史を顧みる一方途として、それを時期区分して理解することが求められる。戦後七十一年の神社界・神社本庁の歴史を、私見では組織のあり様・活動内容などを主として次の七期に区分している。参考までに提示する。

- ① 昭和二十年八月十五日敗戦から翌二十一年二月三日神社本庁設立まで(本庁設立前史)
- ② 設立から二十七年四月までの六年間(被占領、神社本庁草創期)
- ③ 四十二年までの十五年間(占領終了、新時代展開期)
- ④ 五十五年までの十三年間(明治維新百年に際しての活動、建国記念日の制定など対外

的活動が表面化する一方、神社本庁憲章制定に至る対内組織・制度・体質・機能改善期)

- ⑤ 平成八年(設立五十周年)までの二十二年間(憲章の精神普及、充実策実施期)
- ⑥ それ以降二十八年(設立七十周年)までの二十年間(組織原点再確認、組織制度疲労過程期)
- ⑦ 現在・今後(組織制度再確認、模索期)

## 神社本庁の原点論とバラック論

ところで神社本庁の設立以降、ほぼ十周年毎に当たり過去・現在・将来のあり方、あるべき姿や方向性について論じる場合、つねに「原点」を再確認する必要性が指摘される。それについて思うことが二点ある。一つは、何を原点とするのか、原点をどこに置くか、それをどう理解するのか。二つは、戦後設立された神社本庁の性格・役割・組織体制などは「バラック」であると、当事者によって認識されていたことである。この両者をあわせ考えなくてはならない。

前者については、神社本庁設立の経緯は、知られるように国家管理から離れて神道指令下において全国神社を一つにまとめ、包括する団体としての組織案として、当初は神職側の成案であつた神社教案が提示されたが、結果的には葦津珍彦氏の主導した神社連盟案が採用され、昭和二十一年二月三日、神社本庁が設立された。

その神社本庁に占領下で求められた役割・目標・使命は、「占領軍から、いかに神宮・神社を存続させ、その本質を護るか」ということにあり、そのために戦うという危機感が共有されておられ、本庁草創期の精神・気概がそこにあつた。神社本庁の「原点」は何かといった場合、後述するようなバラックという表現をせざるを得なかつたような組織の形

態・内容ではなく、対応した当時の人々の精神・理念・活動などを「原点」とみるのが適切であろう。

一方、後者の「神社本庁バラック」論は葦津珍彦氏による。氏の「本庁設立時の役割については斯界ではよく知られるところであり、氏の働き無くしては「神社本庁」は設立、存在しえなかったことは歴史の事実である。その氏が指摘する「神社本庁バラック」論とは何か。

バラックのふつうの意味は、非常の時などに際して当面の間に合わせとして急造される粗末な仮設の建築物のことであり、材料も上質なものを用いず、簡易な構造で造られる。そのような意味のバラックを、どうして神社本庁という組織について使ったのか。

これについて近時の言及が、一昨年死去された葦津氏の一番弟子といえる澁川謙一氏（元神社本庁事務局長・神社新報社社友など）の、平成二十二年十月、卒寿を祝う会での挨拶を編集した『神社本庁の再構築—次代に託す神社界の行く末—』（神社新報社、平成二十四年九月発行）にある。そこには藤本頼生氏（國學院大學准教授）による詳細な註が付され、その中で葦津氏の「神社本庁バラック」論の要旨がまとめられている。

葦津氏は、神社本庁設立当時の実態を「占領中に神社組織が分断分裂されて、日本精神が影もなく外力によって破砕されるのをできるだけ回避するため」に必要な組織として設立され、その性格を、緊急の応急措置としての「戦災の、占領下の、防衛の、精神的バラック」とみなしていた。そして、自らの役割を「神社本庁は、占領下のバラックで、新しい理想の大道は、独立後に固める」といふのが初期先人の悲壮な心境だった。私の任務はこのバラックが吹き飛ばされないやうに

防衛する言論機関の仕事だった」と省みている。加えて、「私どもが「神社本庁は占領中の仮バラックだ」と云ったのは、建造物件のことでではなく、精神構造の問題だった。私は、本庁の諸兄に切望する。あの占領中の悲しき日に、占領下精神的バラックで風雪をしのぎつつ、他日、堂々たる信仰の大神殿を建設したいと祈っていた創立者の悲願を銘記していただきたい」と後人に伝言する。（詳細は前掲澁川氏著と藤本氏作成の註を見てください）

澁川氏はこれを踏まえて前記の挨拶で、「今の神社本庁は、戦後、占領下の混乱期にできた、いはゆる「戦災バラック」「仮バラック建築」のやうなものであつて、精神構造の上でも本格的な大神殿の制度はこれから皆の手によって作られねばならない」、「誰かがやらなければ、今後、神社本庁といふものの存在意義がなくなつてしまふ。仮バラック建築からきちんとした新たな理想の本建築を、百年経たうが、二百年経たうが、みんなの力で建てていつていただきたい。さらに今日ここにお集まりの皆さん方の中から、神社本庁、神社制度全般に関はる本建築を目指すデザイナーといひますか、建築士といひますか、さういふ役目を担つて努力をしていただきたい。どうか、次の世代に互つて神社本庁の本建築の設立への努力をお願いしたい」と後人に託される。戦後神社界・神社本庁の最先端、また中枢で行動し、もつともその実状に通じたい氏の遺言となる。しかし、この葦津・澁川氏のいう「信仰の大神殿」をどのようにデザインするか、極めて困難な作業となる。ところで葦津氏はバラックとして設立された神社本庁のその後の状況について次のように厳しく認識していた。「本来は、占領政策に対応するためにすぎなかつた『暫定制度』を、いつしか『理想的恒久制度』であるかの

やうに思ふ風も生じてゐる。ここに本庁の精神的な空洞化と無気力現象の生じて来る根源があると云つていい。まづ現実の諸条件に根本的な変質の生じてゐることを冷徹に直視することが大切で、その認識の上になつて、将来への確信的な目標を立てねばならない」、そして「国の神祇制度上、神宮神社を法的に『国の宗祀』として復古する希望が消えたとしても、神社の精神の本質が、日本人の社会国家の精神的基礎である」との信條を守守する線からの退却は、決して許されぬ。神社が自ら、私人の「一宗教の類」と認められることは決して許されぬ」とする（「神祇制度思想史につき管見—本庁講師教学委員辞任に際して—」昭和五十八年）。

これは氏の、斯界への遺言となる。それからさらに時代は移り変わったが、このやうな葦津氏の指摘を今いかに受け止めるべきか、問いかけられている。（なお、葦津・澁川氏のいうバラック建築から新たな理想の本建築へということが、建造物のことではなく、精神構造の問題として提起されていることを確認しておきたい。神社界では昭和六十二年に神社本庁庁舎が新築・移転したほか神社庁舎の同様なケースが続くが、それらにあわせて組織の精神構造の再構築が試行されることが望まれる）

### 組織・制度疲労

一般論として、ある組織が一世代となる三十年、また五十年と時間を経過すると、その本来の役割の認識については次第に意識が薄れてゆく。それとともに組織は制度疲労、経年劣化が進む。いわゆるマンネリ化する、行き詰まる、ほころびが生じる、淀む、空洞化する、形骸化する、内向きが強まる、弊害が生じるなどと指摘される状態である。そして、そういった中において、組織から志や覚

悟が次第に薄れて、努力と成果のバランスが悪くなるリスクに見舞われるとされる。

これらに関わる神社本庁の組織的対応としては昭和五十五年に神社本庁憲章が制定され、また機構・制度運営の改善策としてこれまで主に神社本庁事務所組織の改編が実施されてきているが、それに限らず従前も他の具体策が提言されている。例えば議決機関で、論議の場である評議員会の構成及び評議員の選出方法を改組する。評議員は神社界の実態に則し、各層の代表、関係指定団体の代表等から選任し、活発な論議が展開されるようにする。伴って理事者の構成、選出方法も改定する。また業務担当理事制を設けるなどの提言がある(なお同様なことは神社庁についてもいえる)。今後の神社本庁の組織構造のあり方、運営にはこれまで指摘した「原点論」と「バラック論」とを勘考しつつ、余程の反省的自覚をもっての対処が必要となる。

### 神社の公共性・宗教性論

「今後の神社の行方について」に関連して、小林正弥(千葉大学教授)著『神社と政治』(角川新書、二十八年九月刊)という近著を紹介したい。そこでは専門とする「公共哲学」という立場から神社・神道の今後のあり方を「公私三元論」という観点から論じている。(なお蘭田稔秩父神社宮司とのインタビューも付載されている)

その論旨の要点は、従前の「公」と「私」との「公私二元論」に対して、①公(公・国家・政府・官)、②公共、③私(個人に分かつ「公私三元論」を提示する。そして「公共」を、「公」と「私」との対立を媒介するものとし、その性格を多様性・異質性を包含するものとする。なお公共性とは『広辞苑』を引き、「広く社会一般に利害や正義を有する性

質」とするに止まっている。また、これと區別して「共同」は伝統的・閉鎖的性質とする。これを踏まえて、神社に「公共的性格」があり、「公共宗教としての神道」の存在を指摘する。それらは「私的宗教」とは異なりながらも、一方「伝統的共同宗教」とも異なり、そしてあくまで「公・国家」とは判別して、「民間の公共宗教」と位置づける。

ところで、この神社の公共性・宗教性(個人性)に関わる論は、戦後の神社、また現代社会における神社のあり方はどうあるべきかという課題と関連する。戦後の神社界、神社人の再出発に際して進むべき道は、当時二つ示されていた。戦前の国家管理時代の理念であった「国家の宗祀」としてのあり方を継承し、そこに神社の基本的精神を置いて進む道と、一方、神道指令の指針のもとに新しい時代に適應する宗教(「私的宗教」として進んでいく道であった。そこでは、改めてどのように神社が進んでいくのか、神職はどうあるべきか。その自覚、覚悟のありようで分かることとなる。これは当時の恐らく多くの神職の方々の課題であった。

その場合、戦前の「国家の宗祀」の理念をどう戦後に活かしていくのか。「国家」との直接的な結びつきが憲法で断ち切られたために、それを神社界では「神社の公共性」という言葉を使って説明するようになる。この経緯については、本庁設立当初から調査部門の担当責任者であった岡田米夫氏が次のように指摘する(「二志向点の揺れの中で」神社本庁創立時の初志に帰らう)『神社新報』昭和四十一年五月二十一日号。

○本庁発足の初めから、神社界の在り方については、一つは個人信仰に、一つは公共性に重点を置くべきだとする二つの潮

流のあったことは明らかである。○個人信仰論は神社の本質を全く無視してよいとしてゐるのでなく、公共性論者も現実の個人信仰を無視してもよいとしてゐるのではない。それ故、結局は本質たる公共性・民族性の上に立つて、現実の個人信仰を生かしていくのが、本質も現実も双方生かし得る道だといふ志向点がある。今後採るべき目標だといふことになるのである。

このような斯界での従前の神社「公共性・宗教性(個人性)」理解から、紹介した小林氏の理解、指摘をどう受け止めるか。改めて公共性と宗教性とをどう理解すべきかを踏まえて、「今後の神社の行方について」考えるべき一論点となる。

### 末尾に

依頼された「戦後神社史の大観、今後の神社の行方について」考えることは、戦後・本庁七十周年に際して斯界に関わる人々それぞれに求められている。初めに触れた『戦後の神社・神道―歴史と課題―』と『戦後神道界の群像』を手元に置き、後者に掲載された人たちの実践・精神・信仰・学問などを改めて学び直すことが望まれる。

なお『群像』収載の座談会でも触れられているが、県単位での同様な試みが提案されている。今回の『群像』掲載の埼玉県関係者には、本庁長老の河野省三・金鎖俊雄・蘭田武男・東角井光臣・横田茂各氏、他に吉田英一・近藤通泰・山田勝利・西角井正慶氏等がおられる。それ以外にも神職としての見識や学識をもって埼玉県神社界を導いてこられた多くの方々がおられる。『戦後埼玉県神社道界の群像』の編纂を期待したい。

(神社本庁教学委員、長野県・深志神社欄互)

# 平成二十八年度総代研修会

吉田 弘

去る八月二十三日、本年度の総代研修会が、比企支部担当により、東松山市のホテル紫雲閣を会場に開催されました。

神道政治連盟埼玉県本部との共催というところもあり、残暑厳しい中ではありましたが、総代・神職併せて百八十四名の参加をいただき開会となりました。開講式では、神宮遥拝・国歌斉唱・敬神生活の綱領唱和を行った後、



伊豆野 誠 講師

大野光政埼玉県神社総代会長、続いて押田豊神道政治連盟埼玉県本部長より、ご挨拶をいただきました。また、来賓を代表して中山高嶺神社庁長よりご挨拶を頂戴しました。

引き続き「皇室入門」と題して、季刊誌「皇室」伊豆野誠編集長にご講演いただきました。八月八日に「天皇陛下のおことば」が報道されたこともあり、皇室に対する関心も高かったと思われまます。

まず天皇陛下はじめ皇族方のご活動として、国事行為や諸外国及び国内地方訪問等々の解説がされました。次いで、天皇皇后両陛下は、平素より、伝統文化の継承に務めておられ、稲作・養蚕とともに、宮中儀式や行事を奉仕なされていることなどは、神社総代の方々にはあまり知られていないところでもあり、皇室のご公務の多さに驚かれたものと拝察しました。

また、宮中恒例祭祀においては、各神社で行われる年中行事と同様な面も紹介され、改めて総代の方々が各地域神社の祭儀及び護持運営に努めていただけるものと感じました。

休憩の後、「誰でもわかる憲法改正」と題して、百地章日本大学教授をお話をいただき

ました。「憲法」と聞くと、固く構えがちでありますが、先生のユーモアを交えた巧みな語り、皆、耳を傾けていました。そして、改めて憲法における緊急事態規定の欠落を考え、改正の主な論点として国柄・天皇・防衛、安全保障問題等々、分かりやすく解説され、なぜ憲法改正が必要とされているのか理解が深められたと思います。

引き続き、閉講式となり大野隆司県神社総代会副会長よりご挨拶をいただき、研修会を終了しました。

その後、懇親会となり、野口荘二比企郡市連合神社総代会長が挨拶され、続いて次年度当番の山口民弥秩父郡市神社氏子総代会長よりご挨拶とともに乾杯の発声をいただき開宴となりました。親しく歓談・会食いただきながら懇親を深め、松岡崇比企支部長が締めを行い、盛会のうちすべての日程を終了しました。(比企支部事務局長)



百地 章 講師

# 平成二十八年年度教化研修会報告

恩田 宏典

本年度の教化研修会は、今期教化委員会の活動方針である「現代の神社経営―二十年後の社会に向けて―」に基づき、主題を『神職・氏子崇敬者が迎える神社の未来』、副題を「後継者問題における現状と意識」とした。

これまで神社は、地域に支えられ、住民の心の拠り所として存在してきた。しかし、時代の変化、特に地域社会の変化に伴い、様々な問題が生じている。なかでも注目されるのは、後継者問題であり、直近のアンケート調査によると、後継者がいないとする宮司は、全国で三割を超えている。

周知の通り、地域社会に根差した神社運営や後継者問題については、昭和四十八年に開催された教化研修会の主題として取り上げられている。先輩諸兄も四十年以上に前に懸念を抱いていたこの問題は、同時に首都圏にも同様な課題として認識され



ている。

そこで、本研修会は、神社・神職における後継者問題の現状を再認識し、神職がその使命を果たし続けるために、改善していくべき点を学ぶことを目的とした。

講師には、「月刊若木」(三月号)にて『神社・神職に関する実態調査』アンケートを実施され、宗教学・宗教学会を専門とされる石井研士國學院大学副学長・神道文化学部教授と、宗教学・地域文化研究・福祉文化論・宗教と社会貢献を研究されている板井正斉皇學館大学教育開発センター准教授をお招きした。

以下、去る九月五・六日の両日、三峯神社を会場に開催された教化研修会(参加五十四名)について報告する。

まず、石井先生は「後継者問題と神社の未来」と題して講演された。石井先生



は、始めに、「神社界に批判的な意見ではなく、これが現状だと捉えていただきたい」と前置きしたうえで、日本創生会議が発表した「消滅可能性自治体」のデータを基に、限界集落について説明された。消滅可能性市町村数は八九六で、全市町村の四十九・八%にあたる。その消滅可能性市町村に在る宗教法人は六二・九七一で、全法人数(一七六・六七〇)の三十五・六%であり、神社は平均より高く四十一%である。実に十社に四社が、消滅することになる。これは戦後の社会構造の変動によるもので、①地域共同体の崩壊②家族構造の変化③ライフスタイルの変化の三点が過疎化を招いた原因であるとした。さらに、過疎化(限界集落)をくい止めるには、市町村からの人口の流出を防ぐとともに出生率を高める必要があるが、現在の特殊出生率は一・四二人で、政府が掲げた希望出生率一・八人や、現在の人口を維持していくための人口置換率二・〇七人などを大きく下回る。この数字を見る限り、日本の人口減少は避けられず、埼玉県内においても、消滅可能性四十%を超える三市町村と、三十%を超える八市町村は行政内では危機感を持つという。

まさに右の数字は神社を支えてきた地域社会(氏子・崇敬者の生活の基盤)の脆弱化を示していることになる。さらに、神職後継者や総代がいなくなってしまう事態も招く。このような状況を踏まえて、石井先生は、神社

の後継者を決めるのも本人や家族の意見だけではなく、総代や氏子の人たちも積極的に関わる方法を模索すべきと述べられた。さらに踏み込んでいえば、すでに神職と氏子だけで神社を維持していくのは難しい状況が到来しており、地域間格差を是正するためには、都会の豊かな神社が限界集落にある神社の苦しみをも、どこまで理解することができのかが問われている。例えば神社財産の再分配等の具体的な解決策をもって、神社の脆弱化した基盤を強固な基盤に変えていかなければ、後継者問題も解決していかないのではないかと述べられた。

次に、板井先生は、「過疎地域の神社とヨソモノ・ワカモノの可能性と課題」と題して講演された。板井先生は、石井先生が引用された消滅可能性都市の割合や、神社は四割減少するといった報告は、見逃せない事実であ



るが、そのなかで、地方圏への移住の動きも確実に見られるとされた。平成二十五年の移住者は、全国で八、一八一人を超え、平成二十一年度から四年間で二九倍、実数では五千人以上の地方移住者が増加し、特に若者世代の「田園回帰」は、地方公共団体が支援する「地方おこし協力隊」の活動につながっている」と述べられた。この「協力隊」の活動は、一方的に話を聞く(する)のではなく、主体的に参加し、体験を通して相互に刺激しあう方法をとっている。特にグループによる学びと創造の方法、アイデアを作り出す場であるワークショップは、大祓詞にある「神集いに集い神議りに議り賜う」に合致する点が多いとしたうえで、一般的に話し合いの不得意な人が多い場合に、「協力隊」(ヨソモノ・ワカモノ)の話し合いの技術を活用していく取り組みが注目できるとしている。お宮と地域をより良い方向に進めるため、これまで関わりの弱い人々であった、特に二十代・三十代・四十代の女性に対して、ワークショップを活用する教化が、有効的ではないだろうか」と述べられた。

具体例として奈良県・丹生川上神社上社と地域おこし協力隊の連携による活動は、新たな参拝者と従前の氏子崇敬者との接点を創出させた。これは神社の地域資源性は、特に「場」として一定程度有効に機能することを示したといえる。

以上の点を踏まえて、マクロ的には、人口減少社会が、地方の神社に与える影響を看過するわけにはいかないが、他方で、ミクロ的には、地域の精神的中心を自負してきた神社の資源性が、あらためてその「場」としての役割に注目され、地域おこし協力隊による中山間地域(過疎)での様々な活動の中に、有効機能していく可能性が示された。

その後、班別討議では各班七名で編成し、テーマを「神社を守っていくには、後継者問題を中心に」として、各自が奉仕する神社の後継者問題を出し合い、次に何故その問題が起こったのかを話し合っていた。そして今後、神社を守っていくための解決策を出し合い、我々神職にできること、次世代に向けてやらねばならないことを討議した。なお、この際には両先生と竹本佳徳副庁長、押田豊副庁長も討議に参加いただいた。

二日目は、この班別討議をもとに班別発表を行った。多く出た問題としては、

一、神職の経済的な安定がないため、積極的に継いでほしいと言えない、そのため職業選択の自由が増えた。

二、志のある子弟、或いは第三者がいても資格を取得するための日数の確保が困難。

三、神職の問題に限らず神社そのものの存続が問題。

四、昔に比べて、年配者の氏子意識の低下。(協力的でない)



- 五、神職を継ぐ覚悟をいかに自覚させるか。(心構えの安心感)
  - 六、経済の安定のために営利的なことがどこまで許されるのか。
- が挙げられる。これに対して、建設的な意見としては、
- 一、氏子・総代にも後継者問題に対し相互理解となるよう努めている。
  - 二、積極的な兼職指導を求める。(経済的安定)
  - 三、代々継承してきたものは何なのか考えるべき。
  - 四、地域の輪を育む活動(子どもに神社を知る機会)を増やす。(校外学習)
  - 五、子弟の後継が理想だが社家に限らず志ある者を後継者として迎え入れる。
  - 六、変化させながらも地域や時代に合った考え方が必要。

等の意見が挙げられた。また、氏子組織の希薄化を挙げる班もあり、総代の任期の見直しや、任期の長短の利点や欠点を示し、総代の教化と神職の教化の重要性が指摘された。

発表の後に石井・板井両先生から総評をいただいた。まず、石井先生からは、後継者問題は一方向的でなく複雑な問題が絡み合っており、十年前のように経済的問題だけで済むような話ではないと感じる。家庭の問題として家族間のみに押し込めるのではなく、もう少し視野を広げ、問題の所在や後継者の養成をどうするかを、地域や神社界全体で考える必要があると述べられた。さらに、この後継者問題に取り組みれた方々の成否から得られるものを合わせると、今後の在り方が見えてくるかも知れないとも付け加えられた。

次いで、板井先生からは、一連の問題は、危機的な局面なのだが、悲壮感のみで考えず、ポジティブに受け止め、やがて迎える未来に対し、前向きに活動したいとの意見があった。



さらに、神社は何を果たせるのかを考え、その神社らしく、その地域らしく、いかに「らしさ」を作っているのかを希望となる。決して悲嘆はせずに、冷静にその事実を受け止めながら、豊かさを高めていくのが、文化的、精神的に重要な役割を担う神社に、今、求められていることである。この「冷静な危機感」を共有していきたい、と述べられた。

今回の教化研修会では、後継者問題の現状と意識を再認識することを目的とした。石井先生による「実態調査による現状と把握」と、板井先生による「ヨソモノ・ワカモノの可能性と課題」の両講演を前提として、現場の神職である我々が、個々の家庭の事情や神社の都合・地域性を加味して、議論することができた。参加者の捉え方は様々であるが、話し合うことによって、問題を共有することができたことが、今回の研修目的に近づけたようにも感じられる。

閉講式の際、中山高嶺庁長が言われた、「研修で身に付けたことは、実行しなければ意味がない」との言葉は重い。今回の研修を机上のモノにするのではなく、参加者自身が各神社の今後、是非、役立てていただきたい。今回の、班別討議の内容と個々にいただいた意見を元に、今後も「二十年後の社会に向けて」の足がかりになる研修会を、企画していきたい。

(教化委員会研修部班長)

### 初任神職研修

高橋 信和

平成二十八年度の初任神職研修が、八月三日から五日まで長瀨町の寶登山神社（中山高明宮司）を会場に開催されました。

二日目の早朝には、荒川の清流で恒例の禊ぎを行いました。

残暑厳しい中、県内の初任神職十五名が受講しました。正式参拝の後、開講式を行い、その後、初日の講義が始まりました。十七名の講師により、「祭式」、「本庁史」、「神道行法（鎮魂・禊）」、「神職奉務心得」、「神宮に関する講義」、「神社実務」、「祝詞」、等の講義が行われました。

最終日、「神社実務」の講義を受けた後、閉講式を迎え、充実した三日間の研修を終えました。

さらに受講生は、八月二十九日に東松山市の箭弓稲荷神社（吉田弘宮司）で開催された祭式研修会も引き続き受講し、本研修の全日程を終了しました。

（神社庁主事補）

### 祭祀舞研修会報告

石山 須美江

八月十二日、神道婦人会主催の十八回目の「祭祀舞研修会」が長瀨町の寶登山神社（中山高明宮司）にて開催されました。講師には神道婦人会会員でもある江森茂代祭祀舞講師と大澤真弓祭祀舞講師補が当たりました。

正式参拝、開講式後に参加者十七名は朝日舞、豊栄舞に分かれ、基本的な動きを丁寧に習いました。初めての参加者や未習得の舞に挑戦する者など、皆真剣に取り組みました。

昼食後は、全員が集まり、楽に合わせて、それぞれの舞の三人舞、四人舞の動き方を習いました。

最後に、中山宮司ご同席の元、朝日舞、豊栄舞の各代表者が選ばれ、ご神前にて舞を奉納いたしました。（神道婦人会事務局）

4		3		2		1		日数
8/29 (月)		8/5 (金)		8/4 (木)		8/3 (水)		月/日(曜)時
		起床・洗面		起床・洗面				5:00
		朝 拜		神道行法 (持田・朝日)				6:00
		朝 食		朝 食				7:00
受 付 正式参拝・開講式		祝詞 (中山主任講師)		神職奉務心得 (岡本)		受 付 正式参拝 開 講 式		8:00
3班衣紋 (行事)	2班祭式 (行事)	1班祭式 (行事)	神社実務 (前原)	神職奉務心得 (大澤)	祭 式 (高梨・千島・竹本・岩田)			9:00
昼 食		昼 食		昼 食		昼 食		10:00
3班祭式 (行事)	2班衣紋 (行事)	1班祭式 (行事)	神社実務 (武田)	神職奉務心得 (山中)	祭 式 (高梨・千島・竹本・岩田)			11:00
3班祭式 (行事)	2班祭式 (行事)	1班衣紋 (行事)	神社実務 (武田)	神宮に関する 義 講 (馬場)	本 庁 史 (山田)			12:00
閉 講 式		閉 講 式		神宮に関する 義 講 (高橋寛)		本 庁 史 (新井)		1:00
				夕 食		夕 食		2:00
				神職奉務心得 (高橋信)		本 庁 史 (新井)		3:00
				夕 拜		神道行法 (持田・朝日)		4:00
				入浴・就寝		入浴・就寝		5:00
								6:00
								7:00
								8:00
								9:00



# 平成二十八年年度埼玉県神社庁神職総会

大澤 孝



去る九月二十三日、秩父支部の当番により、秩父神社参集殿及び平成殿を会場として、埼玉県神社庁神職総会が開催されました。

当日は生憎の雨天となりましたが、県内神職二百余名の参加を得て盛大に開催することができました。

まず総会に先立ち、帰幽神職の方々に對して黙祷が捧げられました。はじめに開会の辞が中山高明秩父支部副支部長より申し述べられました。次いで神宮遙拝・国家斉唱が行われ、田所常典秩父支部会員の先導により、敬神生活の綱領を唱和しました。その後、中山高嶺庁長の挨拶、来賓を代表して、大野光政県神社氏子総代連合会長からの挨拶をいただき、更に、来賓の各支部総代会会長の紹介が行われました。

総会では、藪田稔秩父支部長が座長を務め、まず、新任神職三十四名の紹介が行われ、庁長から新任神職代表者に記念品が授与されました。次に、前原利雄神社庁参事より業務報告がなされ、続いて、山田禎久教化委員長、東角井真臣神道青年会長、竹本多恵子神道婦人会長より、現在の活動状況や今年度の予定などが発表され、総会を終了しました。

総会終了後、『皇室のあり方について』(皇位継承を中心にと題して、大原康男國學院大學名誉教授より、講演をいただきました。

去る八月八日に、ビデオメッセージでお気持ちをご表明なされた天皇陛下のご意向を受け、政府主導のもと有職者会議のメンバーが発表されるなど、国民が齊しく関心を寄せる「皇位継承」問題がテーマなこともあり、参加者は熱心に聞き入っている様子でした。

閉会式では、次年度当番支部の茂木治男大里児玉支部長より挨拶があり、閉会の辞を宮田明久秩父支部理事が述べ、総会を終了いたしました。

引き続き、会場を平成殿一階ホールに移して懇親会を開催し、藪田支部長が開会の挨拶を述べ、次いで山口民弥秩父郡市神社氏子総代会会長の乾杯により開宴となりました。歓談の中では、恒例の新任神職による自己紹介がなされ、各自からは力強い抱負などが述べられました。少々手狭な会場ではありましたが、参加者は夫々が思い思いに懇親を深めておりました。

結びに、竹本佳徳副庁長による締めめの挨拶があり、当日の全日程を無事終えることができました。

(秩父支部事務局長)



神職総会

# 雅楽普及研修会を終えて

東 胤 昭

去る九月二日、武蔵一宮水川神社具竹荘を会場に平成二十八年年度雅楽普及研修会が開催されました。県内神職・一般参加者合わせて二十一名の方々が受講しました。

まず始めに、正式参拝を行い、次いで、会場にて開講式を行いました。

研修は、初心者と経験者に分かれて、管別の練習に入りました。課題曲は、「平調音取」「五常楽急」「越殿楽」「皇聲急」「鶏徳」「陪臚」の平調五曲を中心に、各講師から唱歌・演奏等の指導が行われました。昼食を挟み、午後三時まで練習を行い、午後四時まで合奏を行いました。発表曲として「平調音取」「越殿楽」「皇聲急」を合奏しました。その後、閉講式が行われ、研修を修了しました。

今回は一日間だけの研修でしたが、講師先生方の熱心な指導により、大変実のある経験をさせていただきました。この研修をきっかけに、受講生の方々が興味を持ち、精進していければ、雅楽の普及に繋がると思っています。

(武蔵一宮水川神社権 綱宜)



雅楽普及研修会

庁務日誌抄

8・24	8・23 24	8・23 17	8・15	8・12	8・9	8・8 9	8・8	8・7 9	8・4	8・3 5	8・3	8・1	7・28 29	7・28	7・27 30	7・26	7・22	
別表神社宮司懇談会	前原参事出席 神社本庁教誨師研究会	総代研修会 百八十二名(内、総代百二十一名)出席	埼玉県護國神社みたま祭り 各支部からの奉賛金を奉納 竹本・押田両副庁長参列	神婦会祭祀舞研修会 十六名受講	新庁舎建設定例会議 於 庁舎建設現場事務所	山田教化委員長・原・神島両副委員長・武田主事補 庁報編集会議	全教神協千葉大会 竹本副庁長・前原参事出席	朝日鏡・新渡戸常英・松本隆受講 於 神社本庁	中山庁長・前原参事出席	初任神職研修 十五名受講 於 寶登山神社	初任神職研修 十五名受講 於 寶登山神社	武蔵一宮水川神社例祭 中山庁長他参列	新庁舎神殿木材検査出席 中山庁長・前原参事・武田主事補	事業部会(嶋田班) 於 大宮・水川神社	神社庁祭式指導者養成研修会 篠田宣久・宮崎博之・小高茂受講	教化広報部会 於 大宮・水川神社	研修部会(中山班) 於 神社庁	
9・15	8・15	7・17	7・17	10・14	10・7	10・6	9・30	9・29	9・26 27	9・23	9・21	9・16 18	9・16	9・8	9・5 6	9・2	8・29	
馬場 清和	吉田 圭	鈴木 一朗	鈴木 智之	中山庁長・竹本副庁長・大野総代会長・前原参事出席	神宮大麻暦頒布始祭 於 大宮・水川神社	事業部会(新渡戸班) 於 大宮・水川神社	事業部会(嶋田班) 於 大宮・水川神社	高城治延前神宮少宮司長老を祝う会 中山庁長・前原参事出席	全国神社総代会大会 中山庁長・大野総代会長・被表彰者他出席	神職総会 百九十五名出席 於 秩父神社	研修部会(恩田班) 於 大宮・水川神社	神宮大麻暦頒布始祭他諸会議 中山庁長・吉田北足立支部事務局長・前原参事出席	神宮大麻暦頒布始祭他諸会議 於 天理教埼玉教務支庁	新庁舎建設定例会議 於 庁舎建設現場事務所	教化研修会(新渡戸班) 於 大宮・水川神社	神青会神道行法錬成研修会 三十一名受講	祭式研修会(初任神職研修)祭式部門(併設) 五十三名受講	9・29
任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任
馬場 清和	吉田 圭	鈴木 一朗	鈴木 智之	中山庁長・竹本副庁長・大野総代会長・前原参事出席	神宮大麻暦頒布始祭 於 大宮・水川神社	事業部会(新渡戸班) 於 大宮・水川神社	事業部会(嶋田班) 於 大宮・水川神社	高城治延前神宮少宮司長老を祝う会 中山庁長・前原参事出席	全国神社総代会大会 中山庁長・大野総代会長・被表彰者他出席	神職総会 百九十五名出席 於 秩父神社	研修部会(恩田班) 於 大宮・水川神社	神宮大麻暦頒布始祭他諸会議 中山庁長・吉田北足立支部事務局長・前原参事出席	神宮大麻暦頒布始祭他諸会議 於 天理教埼玉教務支庁	新庁舎建設定例会議 於 庁舎建設現場事務所	教化研修会(新渡戸班) 於 大宮・水川神社	神青会神道行法錬成研修会 三十一名受講	祭式研修会(初任神職研修)祭式部門(併設) 五十三名受講	9・29

### 告知

**新年互礼会開催のお知らせ**  
 期日 平成二十九年一月二十日(金・仏滅)  
 会場 大宮「清水園」

**水川神社正式参拝** 午後十二時三十分より  
**新年互礼会** 午後一時三十分より

**教養研修会開催のお知らせ**  
 期日 平成二十九年三月二日(木・赤口)  
 会場 川越「水川会館」

**「神主さんと神社を学ぼう！」開催のお知らせ**  
 期日 平成二十九年三月二十六日(日・赤口)  
 会場 大宮・武蔵一宮水川神社

9・15 大久保規志 新 久伊豆神社権禰宜 (埼玉東)

10・1 石田 孝一 本 壹岐天手長男神社他二社宮司(大里尼玉)

10・1 石田 麻子 新 壹岐天手長男神社他二社権宜(大里尼玉)

7・20 鈴木雄太郎 本 前川神社権禰宜 (北足立)

9・16 鈴木 一朗 本 水川神社権禰宜 (北足立)

7・31 相澤 俊男 本 千勝神社宮司代務者 (さきたま)

9・30 川尻 国弘 兼 高麗神社権禰宜 (入間西)

9・30 石田 浪治 本 壹岐天手長男神社 (大里尼玉)

帰幽 宮原神社宮司 馬場嘉彦 (八月三日 享年七十六歳) (比 企)

# 埼玉県神道青年会事業報告

東角井 真 臣

平成二十八年四月から九月までの主な活動について御報告を申し上げます。

## ◎御田植祭(事業企画部)

六月十一日、

深谷市の玉津島神社(宮本修宮司)御神田にて御田植祭を斎行しました。一か月前から草刈りや、苗作りを行い、県内各社に応募のパンフレットを置いて参加者を募集し、当日は県内各地より親子連れなど一般を含む八十七名が参加しました。中



村大徳副会長齋主のもと御田植祭の祭典を行った後、一斉に田植え作業に移りました。初めて田んぼに入る子供も多く、泥の感触を楽しみながら苗を植えておりました。他にも火鑽り具を使つての火起こし体験、わたあめ作り、またカレーライスやかき氷を振る舞い、神社本庁の教化冊子をお配りし、稲作と神道について学んでいただきました。

## ◎『平和の祈り』奉仕

六月十六日にはカ

トリツク川越教会において、埼玉県宗教連盟が主催、県の宗教者が教宗派を超えて集い、世界平和を祈念する『平和の祈り』をいたしました。私が齋主を務め、小林威朗時局対策室長・水宮基文理事、内ヶ嶋一彦理事が奉仕をいたしました。



## ◎禊錬成研修会(研修部)

九月二日には寶登山神社(中山高明宮司)を会場に、禊錬成研修会を開催いたしました。三十一名の受講生が、鳥船、禊、鎮魂を行いました。また研修会に併せ、奥社へ登拝をいたしました。台風の影響で荒川本流は水量多く水も茶色く濁っておりまし

たが、禊を行う支流では冷たく透き通った美しい水が流れ、会員一同見事に身を清めることができました。



## ◎『神青ジャーナル』発行(事業発信部)

九月『神青ジャーナル』を発刊いたしました。この冊子は神青会の活動を広く知ってもらうためのものです。また随時、事業・行事毎にフェイスブックを用いた活動報告を行っております。二月下旬には、会報『溪流』を発刊予定です。

## ◎忠魂碑調査(時局対策室)

戦後七十年度の平成二十七年より、埼玉県内の忠魂碑等の戦争に関する石碑の調査を行っております。埼玉県遺族連合会のお力をいただきながら、会員一人一人が現地へ赴き、碑文や現況を記録いたしました。調査の結果、埼玉県内の忠魂碑は約一〇六〇基ございました。これより調べたデータを編集し、来年三月の製本に向けて進めております。(神道青年会長)

